

## 水道料金・下水道使用料の改定について

令和元年10月1日から消費税率が引き上げられました。

これに伴い水道料金・下水道使用料についても令和元年11月の請求分(10月使用分)から、次の料金表のとおり改定となりますのでお知らせします。

### ■水道料金表

用途別		料金		超過料金 (1・につき)	備考	区分
		水量・まで	基本料金 料金			
家庭用		10	1,687円	283円	一般家庭用、一般家庭用 共同風呂	1 栓に 付
営業用	第1種	13	2,755円	283円	営業用のために専用するもの	//
	第2種	18	3,803円	283円	家庭用と併用するもの 病院、下宿を置く世帯	//
官公団体用		11	2,326円	283円	官公団体で飲用水使用 及び他に該当しないもの (役場、学校、農協、 共済、会社等)	//
浴場用		30	6,349円	283円	営業用	//
工業用		36	7,616円	283円	工業用水	//
共同栓	2世帯迄	15	2,535円	283円	一般家庭用共同	//
	3世帯以上	20	3,384円	283円	アパート	//
臨時用		10	2,902円	283円		//
営農用		50	2,200円	73円	営農用のために専用するもの	//

注) 水抜栓(不凍栓)1栓あたりの金額です。

### ■下水道使用料

種別	基本料金(1月につき)		超過料金	
	水量	料金	水量	料金
一般用の汚水	10・まで	1,687円	1・増ごと	283円
浴場用の汚水	30・まで	6,349円	同上	283円

注) 下水道使用料は、水道メーター1個あたりの金額です。

☆基本料金と超過料金の合計額が使用料金となります。ただし、10円未満の端数が生じた場合はそれ以下を切り捨てた額が使用料金となります。

☆下水道を接続していない方は水道料金のみ。

ご不明な点などがありましたら、役場建設課業務係(2-1210)まで問合せください。